

東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則第二条第六項等の規定に基づく厚生労働大臣が定める方法、基準及び区分の一部を改正する件 新旧対照条文

○東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則第二条第六項等の規定に基づく厚生労働大臣が定める方法、基準及び区分（平成二十三年厚生労働省告示第四百六十八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則第<u>二</u>条第七項等の規定に基づく厚生労働大臣が定める方法、基準及び区分 （除去土壌等の放射能濃度を求める方法） 第一条 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（以下「除染則」という。）<u>第</u>二条第七項第二号イの厚生労働大臣が定める方法は、次の各号に定めるところにより行うものとする。 一 試料（除染則第二条第七項第二号イに規定する除去土壌のうち最も放射能濃度が高いと見込まれるものをいう。次号において同じ。）について作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号）第九条第一項第二号に規定する方法により分析し、当該試料の放射能濃度を測定すること。 二 （略） 2 前項の規定は、除染則第二条第七項第二号ロの厚生労働大臣が定める方法について準用する。 3 <u>第一項の規定は、除染則第二条第七項第三号の厚生労働大臣が定める方法について準用する。この場合において、第一項中「第二条第七項第二号イ」とあるのは「第二条第七項第三号」と、</u>	東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則第<u>二</u>条第六項等の規定に基づく厚生労働大臣が定める方法、基準及び区分 （除去土壌等の放射能濃度を求める方法） 第一条 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（以下「除染則」という。）<u>第</u>二条第六項の厚生労働大臣が定める方法は、次の各号に定めるところにより行うものとする。 一 試料（除去土壌のうち最も放射能濃度が高いと見込まれるものをいう。次号において同じ。）について作業環境測定基準（昭和五十一年労働省令第四十六号）第九条第一項第二号に規定する方法により分析し、当該試料の放射能濃度を測定すること。 二 （略） 2 前項の規定は、除染則第二条第七項の厚生労働大臣が定める方法について準用する。 （新設）

ものとする」とあるのは「ものとする。ただし、同条第八項に規定する平均空間線量率が二・五マイクロシーベルト毎時以下の場所（森林（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第一項に規定する森林をいう。）、農地（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地をいう。）等に限る。）における除染則第二条第七項第三号の汚染土壌等に係る放射能濃度を測定する場合において、その放射能濃度が当該場所の態様その他の状況から判断して当該場所における空間線量率に比例すると認められるときには、当該平均空間線量率の測定結果その他の数値を用いた合理的な方法により当該汚染土壌等の放射能濃度を算定することができる」と読み替えるものとする。

4・5（略）

第三項の規定により読み替えられた第一項の規定は、除染則第七条第二項の規定に基づき調査する同条第一項第三号に掲げる事項の厚生労働大臣が定める方法について準用する。

（平均空間線量率の計算方法）

第二条 除染則第二条第八項の厚生労働大臣が定める方法は、次の各号に定めるところにより算定するものとする。

一 測定点は、次のいずれかの位置とすること。

イ 除染等作業（除染則第七条第一項に規定する特定汚染土壌等取扱作業を除く。）を行う作業場の区域（当該作業場の面が千平方メートルを超える場合にあっては、当該作業場を千平方メートル以下の区域に区分したそれぞれの区域をいう。）の形状が次の表の上欄に掲げる場合に応じ、それぞれ同表の下欄の位置

一 正方形又は長方形の場合	正方形又は長方形の頂点及び当該正方形又は長方形の二つの対角線の交点の
---------------	------------------------------------

3・4（略）

（新設）

（平均空間線量率の計算方法）

第二条 除染則第五条第二項各号列記以外の部分の厚生労働大臣が定める方法は、次の各号に定めるところにより算定するものとする。

一 測定点は、除染則第五条第一項に規定する除染等作業を行う

作業場の区域（当該作業場の面が千平方メートルを超える場合にあっては、当該作業場を千平方メートル以下の区域に区分したそれぞれの区域をいう。）の形状が次の表の上欄に掲げる場合に応じ、それぞれ同表の下欄の位置とすること。

一 正方形又は長方形の場合	正方形又は長方形の頂点及び当該正方形又は長方形の二つの対角線の交点の
---------------	------------------------------------

地上一メートルの位置	
二 一以外の場合	区域の外周をほぼ四等分した点及びこれらの点により構成される四角形の二つの対角線の交点の地上一メートルの位置

ロ 除染等作業（特定汚染土壌等取扱作業に限る。）又は特定線量下作業を行う作業場の区域のうち、最も空間線量率が高いと見込まれる三地点の地上一メートルの位置

二 除染則第二条第八項に規定する平均空間線量率は、前号の全ての測定点において測定した空間線量率を平均したものとすること。

三 作業場の特定の場所に事故由来放射性物質が集中している場合その他の作業場における空間線量率に著しい差が生じていると見込まれる場合にあつては、前号の規定にかかわらず、除染則第二条第八項に規定する平均空間線量率は、次の式により計算することにより算定すること。

（表略）
四 （略）

（外部被ばくによる線量の測定方法）

第五条 除染則第五条第六項の厚生労働大臣が定める方法は、次の各号のいずれかとする。

- 一 同一の作業場における除染等業務従事者（平均空間線量率が二・五マイクロシーベルト毎時以下の場所においてのみ除染則第二条第七項第三号に規定する特定汚染土壌等取扱業務に従事する者を除く。次号において同じ。）のうち、当該作業場における除染等作業により受ける外部被ばくによる線量の合計が平均的な数値であると見込まれる者について除染則第五条第一項

地上一メートルの位置	
二 一以外の場合	区域の外周をほぼ四等分した点及びこれらの点により構成される四角形の二つの対角線の交点の地上一メートルの位置

二 除染則第五条第二項に規定する平均空間線量率は、前号の全ての測定点において測定した空間線量率を平均したものとすること。

三 作業場の特定の場所に事故由来放射性物質が集中している場合その他の作業場における空間線量率に著しい差が生じていると見込まれる場合にあつては、前号の規定にかかわらず、除染則第五条第二項に規定する平均空間線量率は、次の式により計算することにより算定すること。

（表略）
四 （略）

（外部被ばくによる線量の測定方法）

第五条 除染則第五条第六項の厚生労働大臣が定める方法は、次の各号のいずれかとする。

- 一 同一の作業場における除染等業務従事者のうち、当該作業場における除染等作業により受ける外部被ばくによる線量の合計が平均的な数値であると見込まれる者について除染則第五条第一項の規定により外部被ばくによる線量の測定を行い、当該測定の結果を、当該作業場における全ての除染等業務従事者の外部被ばくによる線量とみなす方法

の規定により外部被ばくによる線量の測定を行い、当該測定の結果を、当該作業場における全ての除染等業務従事者の外部被ばくによる線量とみなす方法

二 第二条に規定する方法により算定された平均空間線量率に除染等業務従事者ごとの一日の労働時間乗じて得られた値を当該者の外部被ばくによる線量とみなす方法

（除染等業務に係る線量の算定方法）

第七条 （略）

（特定線量下業務に係る線量の算定方法）

第九条 除染則第二十五条の五第二項の厚生労働大臣が定める方法は、次の各号の定めるところにより算定するものとする。

一 実効線量の算定は、外部被ばくによる一センチメートル線量当量によって行うこと。ただし、除染則第二十五条の四第三項の規定により、同項に掲げる部位に放射線測定器を装着させて行う測定を行った場合にあっては、当該部位における一センチメートル線量当量を用いて適切な方法により計算した値を実効線量とすること。

二 等価線量の算定は、腹部における一センチメートル線量当量によって行うこと。

二 第二条に規定する方法により算定された平均空間線量率に除染等業務従事者ごとの一日の労働時間乗じて得られた値を当該者の外部被ばくによる線量とみなす方法

（線量の算定方法）

第七条 （略）

（新設）